

Actus Newsletter

令和8年3月期以後決算のポイント



決算を迎えるにあたって、法人が確認しておくべき決算ポイントについて、令和8年3月期以降に適用となる内容を中心にまとめました。加えて、決算前に検討すべきポイントをチェックリストとしてまとめました。なお、これらの内容は、4月以降に決算を迎える法人についても、同様に適用される内容になります。

■令和8年3月期以後決算の確認ポイント

●中小企業者等の法人税率の特例の見直し

中小企業者等の法人税率特例は見直しのうえ、15%の軽減税率の適用期限が2年延長されております。ただし、令和7年4月1日以後開始の事業年度から、**所得が年10億円超**の年度は「年800万円以下部分」の税率が15%→**17%**に引き上げられており、軽減税率の適用対象法人から通算法人は**除外**されてます。

●法人事業税の外形標準課税の対象法人の改正

現在の外形標準課税の対象法人(事業年度末日において資本金1億円超の法人)に加え、令和7年4月1日以後開始事業年度より、次の3要件を満たす場合は資本金が1億円以下でも対象法人となります。

- ① 前事業年度が外形標準課税の対象
- ② 当期末の資本金**1億円以下**
- ③ 当期末払込資本(資本金+資本剰余金)**10億円超**

なお、最初の事業年度については、公布日(令和6年3月30日)を含む事業年度の前事業年度から最初事業年度の前事業年度のいずれかで外形標準課税の対象であったか否かで経過措置がありますので確認ください。

●オペレーティング・リース取引に係る税務ポイント(新リース会計基準の早期適用)

新リース会計基準を早期適用している場合、借手側における**オペレーティング・リース取引**について、会計上は使用権資産及びリース負債を計上する一方で、税務上は従来通り賃貸借処理が維持される結果、会計と税務において乖離が生じるようになります。

なお、新リース会計基準を適用した場合、使用権資産の**会計上の減価償却費や利息費用については税務上損金とされない**ため、加算調整の対応が必要となります。

<借手側のオペレーティング・リースの取り扱い>

	旧リース会計基準	新リース会計基準
会計	賃貸借取引に準じた会計処理	原則、 使用権資産及びリース負債 を計上
税務	会計処理に伴い、賃貸借取引として処理	引き続き、賃貸借取引として 支払賃貸料の額を損金算入

●賃上げ促進税制の繰越控除制度の初回適用

令和6年度改正の内容が引き続き適用され、大企業・中堅企業は継続雇用者給与、中小企業等※は雇用者給与等支給額の増加率が要件です。なお、中小企業は**控除しきれなかった金額を5年間繰り越す**ことが可能な制度となっております。したがって、前年度の繰越控除金額が発生している企業は、当年度からその繰越控除額を利用する可能性がありますのでご確認ください。

対象	適用要件	基本	賃上率による上乗せ	上乗せ (教育訓練費)	上乗せ (子育て等)	最大
大企業	継続雇用者給与 +3%以上	10%	+5%/+10%/+15%	+5%	+5%	最大 35%
中堅企業	継続雇用者給与 +3%以上	10%	+15%	+5%	+5%	最大 35%
中小企業	雇用者給与 +1.5%以上	15%	+15%	+10%	+5%	最大 45%

※中小企業等とは、青色申告を提出する資本金1億円以下の法人で、一定の大規模法人から50%以上の出資を受けるものや平均所得金額が15億円を超えるものを除いた法人を指します。

■決算前の税務対策の主要項目チェックリスト

法人が決算前に確認することで税負担の軽減を期待できる項目を中心にまとめております。計上漏れなどを見直すだけで税負担を軽減できる資金が不要な項目と、対応のために資金支出が必要なものに分かります。

項目	内容	ポイント
売掛金	不良債権の貸倒処理	貸倒事実の確認
棚卸資産	長期滞留品の見切り販売・廃棄処分	決算日前までに実行。廃棄証明取得
	低価法の採用・評価損の計上	届出・要件の充足
有価証券	価値下落の株式等の売却・評価損計上	評価損要件の充足
固定資産	30万円未満の少額資産の即時費用化	R8年4月1日以後40万円未満に増額予定
	10万～20万円未満資産の一括償却	決算までに使用(供用)開始
	固定資産の有姿除却・廃棄処分	再利用されないこと。廃棄証明取得
未払金 未払費用	給与・社会保険料・労働保険料の未払計上	既経過分について計上
	決算賞与の未払計上	全員通知+決算日後1月内支給
	固定資産税の未払計上	納税通知書到着済の未払分
退職金等	役員退職金の支給を検討	規程の整備や限度額計算の確認
	中小企業退職金共済の活用	月額掛金が5千円～20万円まで選択可能
	経営セーフティ共済の活用	40ヶ月以上で全額返金。解約後2年損金制限有
給与 福利厚生	使用人兼務役員の使用人分賞与	適正額の範囲で
	人間ドック・健康診断の実施	規定の整備、希望者全員受診、常識内金額など
	食事代補助の非課税枠(月額3,500円)の活用	要件あり、R8年4月1日以後7,500円へ増額予定
	借上社宅の活用	給与課税されない要件の確認
交際費	飲食費を1人あたり1万円以下に管理	社内飲食は対象外に注意
経費全般	短期前払費用の損金計上	支払済+1年以内のサービス対価
	役員借入金に対する支払利息計上	適正利率の設定、契約書の整備
税額控除	試験研究費による税額控除の活用	税法上の試験研究の範囲の確認
	賃上げ促進税制による税額控除	給与増加率・教育訓練費の要件確認
その他	広告宣伝・販売促進の実施	将来収益につながる支出の検討
	消耗品・備品の購入	固定資産に該当しないこと
	仮払金の経費への振替え	決算に限らず常日頃から精査する必要あり
	売上計上基準の見直し	採用後は每期継続する必要あり

ア ク タ ス 税 理 士 法 人



【赤坂事務所】 東京都港区赤坂4-2-6住友不動産新赤坂ビル2F TEL:03-3224-8888
【立川事務所】 東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川5F TEL:042-548-8001
【大阪事務所】 大阪市西区江戸堀1-5-16 JMFビル肥後橋01 9F TEL:06-6676-8172
【長野事務所】 長野県飯田市松尾上溝2700-1 MATOIビル2F TEL:0265-59-8070
【名古屋事務所】 愛知県名古屋市丸の内2-19-32パインツリー丸の内 TEL:052-228-7845

<https://www.actus.co.jp>

info@actus.co.jp

アクタス
ウェビナー

